

『量水器スクラップ』 質疑回答書

種 別 (仕様書、その他)	質疑の内容	回 答
仕様書	<p>仕様書内に 量水器スクラップ 残渣(廃プラスチック ガラスくず)等についての 明記が ありませんが 残渣 処分について 自由処理でいいですか？</p> <p>他部署案件では 売り払いでも廃棄物が付着混入している場合入札者の産業廃棄物処分許可書を添付のケースが多いですが本入札では添付なしを確認</p>	<p>使用済量水器を「量水器スクラップ」と表現しており、使用済量水器全体を有価物として売り払いを行うものです。</p> <p>落札者様にて廃棄物と御判断いただいた部分については、法令等に則り適切に処理を行ってください。</p>
仕様書	<p>上記に鑑み 本入札は スクラップの売り払いですが 産業廃棄物付着物(混入物)の売り払いの 認識で可能でしょうか？ (ゴミごと売り払い)</p>	<p>使用済量水器全体を有価物として売り払うものです。</p>
仕様書	<p>売り払い ですので リユース可能と考えて可能でしょうか？</p>	<p>落札者様にて御判断いただくこととなります。</p>